海津市地域公共交通会議委員等の報償及び費用弁償に関する規程 (案) (趣旨)

第1条 この規程は、海津市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。) 第14条の規定に基づき、海津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。) の委員(以下「委員」という。)の報償及び費用弁償について必要な事項を定 めるものとする。

(報償の額)

- 第2条 委員の報償の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。
  - (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員
  - (2) 公共交通事業者及びその組織する団体からの選出委員
  - (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員 (費用弁償の額)
- 第3条 委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただ し、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。
- 2 前項の既定により、支給する旅費の額は、海津市の例によるものとする。 (補則)
- 第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、 会長が定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

区 分	報	償	
学識経験者		日額	20,000円
その他の委員		日額	3,000円